

御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会事務局会計規程（案）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会計及び財務管理に関する必要な事項を定め、推進委員会の財政及び運営状況を明らかにし、効率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、推進委員会の会計業務のすべてについて適用する。

（会計原則）

第 3 条 推進委員会の会計は法令、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会規約（以下「規約」という。）を遵守し、適正に処理しなければならない。

（会計年度）

第 4 条 推進委員会の会計年度は、規約第 13 条の規定により、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし推進委員会の設立年度においては、推進委員会が設立された日に始まることとし、終了年度においては、推進委員会が解散した日をもって終了する。

（会計責任者）

第 5 条 推進委員会の会計責任者は、事務局長とする。

（会計関係書類）

第 6 条 推進委員会は、会計処理に関する会計関係書類を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

2 前項の会計関係書類の保存期間は 10 年とする。

3 規約第 15 条第 2 項に基づき推進委員会を解散した場合において、第 1 項の会計関係書類については、大阪市に引き継ぐものとし、大阪市の文書関係規定及び財務関係規定に基づき管理する。

第 2 章 予 算

（総計予算主義）

第 7 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、これを収支予算に編入しなければならない。

（予算の区分と執行）

第 8 条 予算は各項目に区分する。

2 推進委員会の収入及び支出は、予算に基づいて執行する。

(予算区分の流用)

第 9 条 予算の執行にあたり、やむを得ない事由があると事務局長が認めるときは、予算の残額の範囲内で、予算区分を超えて執行することができる。

第 3 章 出 納

(出納員)

第 10 条 出納員は、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会事務局規程第 3 条第 3 項に基づき、一般財団法人都市技術センター理事長の職にある者をもって充てる。所在地は、一般財団法人都市技術センター内に置くものとする。

2 事務局長は、出納員の所掌事務の一部を他の職員に補助させることができるものとする。

(収入)

第 11 条 収入は、収入伺書により調定し、収納するものとする。

2 収納したときは、領収証書を発行しなければならない。ただし、金融機関からの口座振替により収納したときは、この限りではない。

(支出)

第 12 条 支出の原因となる契約その他の行為を行うには、見積書その他証拠書類を添付し、経費支出伺書により支出負担行為を行わなければならない。

2 前項の規定に係る債務が確定したときは、請求書その他の証拠書類を添付し、経費の支出を行うものとする。

3 経費の支出は、口座振替の方法による。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(支出方法の特例)

第 13 条 経費の性質その他業務上特に必要があると認めるときは、資金前渡、概算払又は前金払の方法により支出することができる。

2 前項の方法（前金払を除く）により支出したときは、債務確定後直ちに領収書等を添付し精算しなければならない。

(現金保管)

第 14 条 現金は、所定の金庫又は金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 口座は、「御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会事務局出納員」名義とする。

3 預金通帳は、出納員が厳重に保管しなければならない。

4 出納に使用する印鑑は、一般財団法人都市技術センター理事長の職にある事務局次長が厳重に保管しなければならない。

(小口現金)

第 15 条 出納員は、日々の現金支払に充てる必要がある場合には、10 万円を限度に現金をおくこと

ができる。

(出納閉鎖)

第 16 条 推進委員会の出納は、原則、推進委員会の解散をもって閉鎖するものとするが、やむを得ない事由があると認めるときは、推進委員会の解散後、出納事務手続きが完了したことをもって閉鎖するものとする。

(残高照合)

第 17 条 出納員は、小口現金について、現金出納終了のつど、その有高と帳簿残高とを照合しなければならない。

2 出納員は、預金について、通帳又は残高を証明できる書類により、帳簿残高と照合しなければならない。

3 出納員は、毎月末時点の現金残高と預金残高を会計責任者に報告し、確認を受けなければならない。ただし、会計責任者が必要と認めるときは、随時、出納員に報告を求めることができる。

第 4 章 物 品

(物品)

第 18 条 物品は、推進委員会に属する現金及び預金を除く一切の動産とする。

(管理)

第 19 条 物品は、台帳(短期間に消耗され性質又は形状が変わるもの等は除く)を設け、記録を行い、管理しなければならない。

(購入及び処分)

第 20 条 物品の購入については、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会事務局事務専決規程に基づき決裁を得てこれを行わなければならない。

第 5 章 契 約

(契約)

第 21 条 契約は、原則として随意契約の方法による。ただし、2,500,000 円を超えるものは一般競争入札によるものとする。

2 前項ただし書きに規定する場合において、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定の例により、随意契約をすることができる。

(契約書作成)

第 22 条 契約をするときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他の契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、その必要な事項を記載した請書又は見積書をもって契約書に代えることができる。

第 6 章 決 算

(決算)

第 23 条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、規約第 14 条に定める監事による監査を経て、推進委員会の承認を受けなければならない。

第 7 章 補 則

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、会計及び財務管理に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会アドバイザー 運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、御堂筋完成80周年記念事業推進委員会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、御堂筋完成80周年記念事業推進委員会アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（アドバイザー設置の目的）

第 2 条 御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）が、御堂筋完成 80 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の企画を検討するにあたり、有識者等から意見・アドバイスを得るために、推進委員会及び推進委員会に設置された御堂筋完成 80 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と連携するアドバイザーを設置する。

（業務）

第 3 条 前条の目的により設置するアドバイザーは、次の業務を行う。

- （1） 記念事業の企画立案にかかる意見・アドバイスに関すること
- （2） 記念事業のコーディネートに関すること
- （3） 記念事業の企画に必要な情報の収集に関すること
- （4） 前各号に掲げるもののほか、推進委員会が必要と認めること

（委嘱）

第 4 条 アドバイザーは、3人以内とする。

2 アドバイザーは、前条に掲げる職務に従事できる学識経験者や専門家のなかから、推進委員会委員長（以下「委員長」という。）が委嘱する。

（任期）

第 5 条 アドバイザーの任期は、選任の日から推進委員会が解散するまでの日とする。

2 特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員長はアドバイザーを解嘱することができる。

（招集）

第 6 条 アドバイザーは、委員長又は実行委員会リーダーが招集する。

（報償）

第 7 条 アドバイザーが推進委員会又は実行委員会に出席したときは、報償費を支払うものとする。

2 報償費は、大阪市懇談会等行政運営上の会合等の委嘱その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱（平成 23 年 7 月 21 日総務給 29 号）に準じて支給する。

（庶務）

第 8 条 アドバイザーの庶務は、規約第 11 条に規定する事務局において行う。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

御堂筋完成 80 周年記念事業実行委員会 運営要綱（案）

（名称）

第 1 条 本会は、御堂筋完成 80 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 この要綱は、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会規約（以下「規約」という。）第 8 条の規定に基づき設立した実行委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 3 条 実行委員会は、別表に掲げるメンバーをもって構成する。

（役員）

第 4 条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1） リーダー 1 名
- （2） サブリーダー 1 名

2 リーダーは、大阪市副市長の職にある者をもって充てる。

3 リーダーは、実行委員会を代表し、会務を総理する。

4 サブリーダーは、大阪市建設局長の職にある者をもって充てる。

5 サブリーダーは、リーダーの職務を補佐し、リーダーが事故その他やむを得ない理由により実行委員会に出席することができない場合は、その職務を代行する。

（会議）

第 5 条 実行委員会は、リーダーが招集する。

2 実行委員会の議事進行は、リーダー又はリーダーが指名した者がこれにあたる。

3 実行委員会は、メンバーの過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 メンバーは、事故その他やむを得ない理由により実行委員会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又はリーダーに表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 実行委員会の議事は、出席メンバーの過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、リーダーの決するところによる。

6 前項による議決事項は、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）に諮る。ただし、推進委員会から権限移譲された事項については、この限りでない。

（庶務）

第 6 条 実行委員会の庶務は、規約第 11 条に規定する事務局において行う。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

別表 実行委員会組織

組織	団体名及び職名
リーダー	大阪市副市長
サブリーダー	大阪市建設局長
委員	国土交通省近畿地方整備局
	大阪市北区役所
	大阪市中央区役所
	大阪市浪速区役所
	大阪市経済戦略局
	大阪市都市計画局
	大阪市建設局
	公益財団法人大阪観光局
	NPO法人御堂筋・長堀 21 世紀の会
	御堂筋まちづくりネットワーク
	ミナミまち育てネットワーク
	大阪ガス株式会社
	関西電力株式会社
	西日本電信電話株式会社
	大阪地下街株式会社
	クリスタ長堀株式会社
大阪市交通局	
大阪市水道局	
一般財団法人都市技術センター	

※委員の参画については調整中

御堂筋完成80周年記念事業推進委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、御堂筋完成80周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第 2 条 傍聴を認める定員は10 名とする。

2 推進委員会を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の30 分前から開催予定時刻5 分前までに、先着順において、事務局の指示を受けて傍聴席に着席するものとする。

3 前項の受付は、定員になり次第受付を終了する。

4 傍聴者には、原則として委員に配付するものと同じ会議資料を配付するものとする。ただし、委員長が公開すべきでないとする議事に係る資料及び大量に準備することが困難なものについてはこの限りではない。

（傍聴者の守るべき事項）

第 3 条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと。

(5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。

(6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手、その他の方法により公然と意見を表明しないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

（秩序維持）

第 4 条 傍聴者は、会場においては、委員長又は事務局の指示に従うこと。

2 傍聴者が前条の規定に違反したときは、事務局はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

（雑則）

第 5 条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。